

## 浜松市政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について

浜松市政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 15 日

浜松市長 中 野 祐 介

苦情の受付番号	第 2 号	苦情申立日	令和 8 年 3 月 25 日
苦情申立人	匿名		
調達機関名	浜松市（浜名区北行政センター）		
調達物品名・サービス名等	令和 7～10 年度 浜松市浜名区引佐地域公共交通バス運行業務 ※浜松市調達公告第 8 号 (令和 8 年 1 月 20 日発行 浜松市契約公報 令和 8 年第 5 号)		
苦情の概要	①新規参入者に不可避免的に発生する市場実勢価格（システム運用費に関する初期導入費用）を排除し、継続事業者を不当に優遇している。 ②システム運用費において、特定の事業者のみに有利な低価格が提示される状況を容認し、それを基準に予定価格を算定・維持する行為は、新規参入者に対する不当な排除である。 ③総額では優位であったにもかかわらず、システム運用費単体で予定価格超過とされたことは、実勢価格を無視した特定の項目設定によって新規参入者を排除し、高額な継続事業者を利する不透明な設定である。 ④特定の供給者を優遇し、不平等な競争条件を自認しながら放置する積算プロセスは、WTO 政府調達協定第 4 条（無差別原則）に抵触する。		
苦情処理状況の概要	(1) 政府調達協定に関係しない不服であること（要領第 6 条第 3 項第 2 号） 政府調達協定第 4 条第 1 項の無差別原則は、締結国間において供給者や物品・サービスに有利・不利や、差別を生じさせることを禁止しているものであり、本件申立ては浜松市政府調達に関する苦情		

	<p>の処理手続要領（以下、「要領」という。）第6条第3項第2号に規定する協定等と無関係な場合に該当する。</p> <p>（2）緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべき旨の要請を関係調達機関に行わない（要領第6条第7項第3号）とすべきであり、委員会による検討が適当ではないこと（同条第3項第5号該当）</p> <p>本件申立てにより、本件契約の締結及び執行が停止された場合、バス運行のために必要な手続を適切に履行することができない恐れが高く、地域住民の生活に支障が生じる可能性があるため、本件契約は速やかに締結及び執行されるべきである。</p> <p>（1）及び（2）の理由から、浜松市入札監視委員会は、要領第6条第3項第2号及び第5号により、本申立てを却下し、令和8年3月31日に苦情申立人及び関係調達機関へ通知した。</p>
その他	